

第 3 次世田谷区立図書館ビジョン策定検討委員会 傍聴取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、第 3 次世田谷区立図書館ビジョン策定検討委員会（以下、「策定委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定め、もって策定委員会の適切な運営を図ることを目的とする。

(会議の公開原則)

第 2 条 策定委員会の会議は、これを公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成 13 年 3 月世田谷区条例第 6 号）第 7 条の各号のいずれかに該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(非公開の決定方法)

第 3 条 策定委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前条ただし書きに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、策定委員会に諮り、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(会議開催の事前公表)

第 4 条 委員長は、開催の日の 1 週間前までに、開催の日時、会場、主な検討事項、傍聴の申込方法その他の必要事項を公表するものとする。

(傍聴の手続)

第 5 条 委員長は、会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）に第 3 次図書館ビジョン策定検討委員会傍聴申込書（以下「傍聴申込書」という。）(第 1 号様式)を開催の日に提出させ、傍聴を認める時は当該傍聴希望者に第 3 次世田谷区立図書館ビジョン策定検討委員会傍聴券（以下「傍聴券」という。）(第 2 号様式)を交付するものとする。

(傍聴人の数)

第 6 条 傍聴人は 5 名以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、傍聴希望者が 5 名を超え、又は特に必要があると認めるときは、5 名を超えて傍聴を認めることができる。

(傍聴人の順守事項)

第7条 委員長は、傍聴人に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 傍聴中は傍聴券を携帯し、委員長の求めに応じて提示すること。
- (2) 傍聴席で静粛に傍聴し、発言をしないこと。
- (3) 拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 録音し、又は写真機、ビデオカメラ等により撮影をしないこと。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信機器又はパソコン等の情報機器を使用しないこと。
- (7) 感染症対策について委員長の指示に応じること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第8条 委員長は、傍聴人が前条各号に掲げる事項を遵守せず、会議の進行上支障があると認めるときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 委員長は、第3条の規定により会議の一部を公開しないときは、傍聴人を退場させるものとする。

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。